

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	○	○
㊦	㊦	㊦	㊦	○	

- (ふりがな) よしだともようえんかい
- 1 政治団体の名称 吉田とも代後援会
- 2 主たる事務所の所在地 徳島県徳島市住吉2丁目-1-10
- (性) (名)
- 3 代表者の氏名 吉田 知代
- (性) (名)
- 4 会計責任者の氏名 吉田 知代

令和 6 年分
(開催分)

事務担当者の氏名

(性) (名)

樋川 勲

電話 088-635-1718



政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	
☐ 政 治 資 金 団 体	
☐ 政治資金規正法第18条の2	
第1項の規定による政治団体	
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	
☐ 同一の都道府県の区域等	

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	☐ 無
公職の種類	<u>衆議院議員</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	(性) (名) <u>吉田 知代</u>

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(性) (名) <u>吉田 知代</u>
公職の種類	<u>衆議院議員 (候補者)</u>

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日 から	
年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日 から	
年 月 日 まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	9,096,193
(前年からの繰越額)	1,506,008
(本年の収入額)	7,590,185
支 出 総 額	2,104,646
翌年への繰越額	6,991,547

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	845,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	6,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,845,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	6,845,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
吉田とも代 秋の集い	742,000	令和6年9月22日 徳島市万代町3-5-1 徳島グランヴィリオホテル グランヴィリオホール
この頁の小計	742,000	(注1) すべての事業収入を記載してください。 (注2) 同一の事業収入は一行に計上してください。 (注3) 政治資金パーティーのうちで、1000万円以上のパーティーについては(その10)に詳細を再掲してください。 (注4) 合計は最終頁に記載してください。
合計	742,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計		(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	3,185	
合 計	3,185	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名(団体に あっては、その名称)	金 額	年 月 日			住 所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代 表者の氏名)	備 考	
石部高史	300,000	6	6	30	東京都港区海岸2-5-1-2306	会社役員		
長田善成	250,000	6	10	25	徳島県徳島市川内町鶴島178-1-1004	徳島市議会議員		
曾根大志	250,000	6	10	30	徳島県阿波市土成町吉田字北門52-9	徳島県議会議員		
芝原輝幸	5,000	6	12	5	徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原67-2	農業		
こ の 頁 の 小 計	805,000				(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。			
そ の 他 の 寄 附	40,000				(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。			
合 計	845,000				(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。			

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)			職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
日本維新の会 国会議員団	1,000,000	6 6 28	東京都千代田区永田町2-17-3-503			馬場伸幸		
日本維新の会 国会議員団	2,000,000	6 9 25	東京都千代田区永田町2-17-3-503			馬場伸幸		
日本維新の会 国会議員団	3,000,000	6 10 10	東京都千代田区永田町2-17-3-503			馬場伸幸		
こ の 頁 の 小 計	6,000,000							
そ の 他 の 寄 附	0							
合 計	6,000,000							

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	27,247	
(4) 事 務 所 費	26,315	
小 計	53,562	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	1,223,294	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	477,790	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	350,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	2,051,084	
合 計	2,104,646	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		備品・消耗品費		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
こ の 頁 の 小 計	0					
そ の 他 の 支 出	27,247					
合 計	27,247					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			事務所費		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
政治資金監査報酬	22,000	6	5	30	栗原税理士事務所	東京都台東区上野5-23-4	
この頁の小計	22,000						
その他の支出	4,315						
合 計	26,315						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組 織 活 動 費 (旅 費 交 通 費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
こ の 頁 の 小 計	0					
そ の 他 の 支 出	477,014					
合 計	477,014					

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			組織活動費（組織対策費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体に あつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつて は、主たる事務所の所在地)	備考	
会費	12,000	6 1 13	徳島県人会近畿連合会		大阪府大阪市中央区南船場3-9-10		
会費	20,000	6 2 8	石井あきら政経セミナー実行委員会		茨城県取手市片町296		
雑貨代	12,155	6 3 2	(株)三越伊勢丹		東京都新宿区新宿3-14-1		
会費	15,000	6 3 11	奥下たけみつ後援会		大阪府豊中市市内本町2-6-137イワサキビル11号館		
会費	15,000	6 4 2	(株)ときわ		徳島県徳島市下助任町3-20		
会費	20,000	6 5 15	石井苗子ときぼうの会		東京都文京区湯島1-10-5		
会費	20,000	6 5 17	石井あきらを励ます会		茨城県取手市片町296		
参加費	92,000	6 6 21	合同会社フェローインターナショナル		兵庫県西宮市南越木岩町11-12	振込 明細	
入場料	18,330	6 8 9	阿波おどり未来へつなぐ実行委員会		徳島県徳島市元町1-24		
飲食代	11,860	6 9 3	Pizzeria Trattoria SUGATTiii		徳島県徳島市住吉1-6-11		
会費	13,000	6 9 7	徳島県人会近畿連合会		大阪府大阪市中央区南船場3-9-10		
飲食代	15,741	6 9 21	わたなべ精肉店		徳島県徳島市一番町3-26		
車修理代	72,424	6 10 11	ダイハツ北部販売株式会社		大阪府豊中市穂積2-6-3		
飲食代	54,000	6 11 23	株式会社JR四国ホテルズ		徳島県徳島市寺島本町西1-61		
この頁の小計	391,510	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
その他の支出	354,770	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	746,280	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			政治資金パーティー開催費（吉田とも代 秋の集い）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシ製作費	23,160	6	8	27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	徴難
会場代	448,140	6	10	30	徳島グランヴィリオホテル	徳島県徳島市万代町3-5-1	
こ の 頁 の 小 計	471,300	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					
そ の 他 の 支 出	6,490						
合 計	477,790						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			寄附・交付金（寄附金）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	350,000	6	5	1	徳島維新の会	徳島市幸町3-48	
この頁の小計	350,000						
その他の支出	0						
合 計	350,000						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 6 月 2 日

政治団体の名称 吉田とも代後援会

会計責任者の氏名 吉田 知代



代 表 者 の 氏 名 （代表者については解散時のみ記入すること）



（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 28 日

吉田とも代後援会

代表 吉田 知代 殿

登録政治資金監査人 栗原俊行

登録番号 第 5878 号

研修終了年月日 令和 4 年 2 月 18 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、吉田とも代後援会の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、吉田とも代後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人栗原俊行が判断したため、登録政治資金監査人栗原俊行の主たる事務所（東京都台東区上野 5 丁目 23 番地 4 号おかじビル 3 階）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

吉田とも代後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、吉田とも代後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以 上